

広島県告示第三百四十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、昭和四十五年十二月十五日広島県告示第千五十八号で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち、野呂西小学校地区を廃止する。

平成二十年三月三十一日

広島県知事 藤田雄山